

一般社団法人日本おひるねアート協会 アンバサダー育成プログラム受講規約

＜概要＞

1－1 本規約は一般社団法人日本おひるねアート協会（以下「協会」という）が主催するおひるねアートアンバサダー育成プログラム（以下「プログラム」という）受講に関する規約です。

＜講座内容＞

2－1 協会が提供するプログラムは以下のとおりです

- おひるねアートに関する理論など、アンバサダーとして必要な知識を得るために講義
- おひるねアートに必要な撮影の基礎知識
- おひるねアート教室開講の事務手続き
- 課題の考查
- アンバサダーとしての適正を判断する考查

＜受講資格＞

- 3－1 受講生はおひるねアートアンバサダーの資格取得に向けて前向きな姿勢で取り組んでください。
- 3－2 プログラム受講中は講師の指示に従い、厳粛に受講してください。
- 3－3 お子様を連れての受講は可能ですが、他の受講者に十分配慮するようお願いいたします。
- 3－4 本規約第3項第1～3に反する場合、講師の判断により受講をお断りする場合があります。

＜受講料＞

- 4－1 受講生はプログラム受講料お申し込み後1週間以内（お申し込みが開催日1週間以内の場合は開催日の前日まで）にお支払いください。お支払いの無い場合はお申し込みを取り消しさせていただく場合がございます。

プログラム受講料— 30,000円（税別）

※教材費、考查料を含みます。

＜受講後の費用＞

- 5－1 受講生がおひるねアートアンバサダー適性試験に合格し、協会のアンバサダーとして活動する場合、協会への入会が必要です。入会にあたっては以下の費用がかかります。（全て税別価格）

- | | |
|------------|--------------|
| A. 入会金・登録費 | 3,000円（初回限り） |
| B. 年会費 | 3,000円（年間） |

年度（9月～翌年8月）途中での入会時には年会費は月割となります。

翌年以降アンバサダー資格の更新には毎年年会費がかかります。

退会された場合の費用はかかりませんが、再度協会へ入会するにはもう一度アンバサダー育成プログラムを受講していただく必要がございます。

<受講後の協会からのサービス>

6-1 受講生が講師資格を得て認定講師として活動する場合協会からは下記のサポートを行います。

- 登録商標「おひるねアート」を使用しての活動許可
- ホームページへの講師登録および教室の登録
- 協会へ問い合わせのあった講座受講希望者の斡旋
- おひるねアート簡単セットの割引販売
- アンバサダー間の情報交換の機会
- おひるねアート協会勉強会の参加
- おひるねアート講師育成プログラム受講時の割引

<アンバサダー活動の義務>

7-1 受講生は受講し、適正試験に合格した場合、協会のアンバサダーとして活動を行っていただきます。アンバサダー活動を行う場合は必ず協会への報告が必要です。協会への届出なしで、講座を開講したり、講演をしたりすることはできません。

7-2 受講生はアンバサダー活動を行う場合、協会認定の教材を使用すること必要です。

7-3 体験撮影会の開催にあたっては別途定める講座の受講が必要です。

<クーリングオフ>

8-1 受講生は受講料の入金後、8日間のクーリングオフ期間があります。入金日を含み8日以内にメールにて受講取り消しの意思を協会にお送りください。この期間に協会へお支払が発生した金額につきましては、振り込み手数料を差し引いて全額を返金させていただきます。

<中途解約>

9-1 クーリングオフ期間後であっても受講開始前であれば受講生は中途解約をすることができます。中途解約の場合、解約手数料として受講料の20%と振り込み手数料を差し引いた金額を返金させていただきます。
1日目の受講開始後の解約はできません。

＜考查の合否と再考查＞

- 10-1 アンバサダー資格を得るためにプログラム期間中に行われるすべての課題が合格レベルに達していること、プログラム期間中に行われる考查に合格しなくてはいけません。
- 10-2 提出した課題が合格レベルに達していない場合、再提出を求められます。
- 10-3 考査に不合格になった場合、課題を再提出することで再考查を受講することができます。再考查の受講料は再考查1回につき5,000円（税別）かかります。
- 10-4 再考查は2回まで受講することができます。万一2回の再考查で合格しなかった場合は、すべてのアンバサダー育成プログラムを再受講していただかなければなりません。この場合費用はテキスト代をのぞくすべての受講料が再度かかります。

＜欠席した場合の振替受講について＞

- 11-1 やむを得ない事情により講座を欠席した場合は、別日程での振替受講をすることができます。有効期限は初回の受講予定日から1年以内とします。なお、無断欠席をされた場合はこの限りではありません。

＜事業主＞

一般社団法人日本おひるねアート協会
東京都中央区日本橋人形町3-12-3
ラヴェンナ人形町102号
代表理事 青木 水理